

補助金等取扱基準

補助金等の名称	社明運動推進委員会補助金
補助事業等の目標	全ての市民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ本運動を一層推進し、犯罪や非行のない明るい社会の実現を図る。
補助事業等の対象者	社会を明るくする運動諏訪市推進委員会
補助対象経費	「社会を明るくする運動」作文コンテストの募集、ポスター、リーフレット、立看板、広報等により啓蒙活動等に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、308,000 円を上限とする。</p> <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 社会を明るくする運動諏訪市推進委員会運営資金の大半が市補助金で賄われているため、補助率 1/2 を超えて補助する事が必要。</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	—
補助事業等の終了時期	<p>【終期が 3 年を超える場合の理由】 犯罪や非行のない明るい社会の実現を図るため、継続して補助する事が必要。</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 社会係

平成 24 年 8 月 2 日 一部改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正 (令和 3 年 11 月 9 日 施行)